



様式第3号

身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生 () 歳	男・女
住所			
① 障害名	呼吸器機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 疾病 先天性, 震災, 震災以外の天災, その他 ()		
③ 疾病・外傷発生日	平成 令和	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見 (障害の程度を詳細に記入。)			
〔将来再認定 要 (軽症化・重症化) ・ 不要〕 〔再認定の時期 年 月 〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所在地			
診療担当科名 科 医師氏名			
(自筆による署名又は記名押印)			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 〔障害程度等級についても参考意見を記入〕			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
・ 該当する (級相当)			
・ 該当しない			
注意			
1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。			
2 障害区分や等級決定のため、兵庫県社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。			
3 記入に際しては、消すことのできる筆記用具 (消せるボールペン等) は使用しないでください。			
4 電子媒体での受付はしていません。診断書・意見書及び添付する検査データ等は紙媒体で作成してください。			

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(1) 身体計測 (該当するものを○でかこむこと)

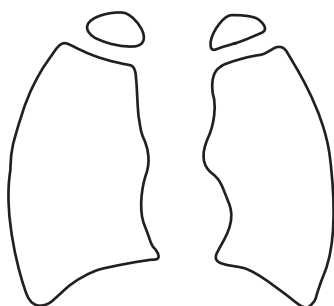
身長 cm 体重 kg

(2) 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。(非該当)
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。(4級相当)
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。(4級相当)
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。(3級相当)
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。(1級相当)

(3) 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸膜癒着 なし・軽・中・高
- イ 気腫化 なし・軽・中・高
- ウ 線維化 なし・軽・中・高
- エ 不透明肺 なし・軽・中・高
- オ 胸郭変形 なし・軽・中・高
- カ 心・縦隔の変形 なし・軽・中・高



(4) 換気機能 (年 月 日)

- ア 予測肺活量 □・□ □L (実測肺活量 □・□ □L)
- イ 1秒量 □・□ □L (実測努力肺活量 □・□ □L)
- ウ 予測肺活量1秒率 □ □・□% ($=\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$)
(アについては、次の予測式を使用して算出すること。)

(氏名:)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$ 女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

(5) 動脈血ガス (年 月 日)

ア O₂ 分圧: Torr (注)イ CO₂分圧: Torrウ pH エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分オ 耳朶血を用いた場合: []

(注) 数値は安静時、通常の室内空気吸入時のものであること。

なお、酸素吸入中の数値しか得られない場合は、参考値として、酸素流量及び酸素投与の方法、人口呼吸器使用時にはその設定等を記入すること。

酸素吸入中での実測値: Torr酸素流量: L/分投与方法: 鼻カニューレ ・マスク ・人工呼吸器 ・その他 ()

{	人工呼吸器の設定及び使用時間	}
	挿管下・非挿管下・使用時間: <input type="text"/> /日	

(6) その他の臨床所見

(7) SPO₂安静時 %労作時 %

呼吸器機能障害の認定基準

	活動能力 の程度	換気機能	動脈血ガス
1 級相当	オ	20 以下	50Torr 以下
3 級相当	エ	20 を超え 30 以下	50 を超え 60Torr 以下
4 級相当	イ・ウ	30 を超え 40 以下	60 を超え 70Torr 以下
非該当	ア		